

○山梨県警察国庫帰属押収物取扱要領の制定について

〔 令和3年3月17日 〕
〔 例規甲（会施）第95号 〕

山梨県警察国庫帰属押収物取扱要領

第1 目的

この要領は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条第3項の規定により国庫に帰属した押収物（以下「国庫帰属押収物」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 国庫帰属押収物が物品である場合

- 1 警察署長又は警察本部の事件主管課長（以下「警察署長等」という。）は、押収物である動産が国庫に帰属した場合において、当該動産が物品管理法（昭和31年法律第113号）第2条第1項に規定する物品に該当するときは、総務室会計課長（以下「会計課長」という。）に対し、国庫帰属通知書（第1号様式）及び国庫帰属押収物取扱簿（物品関係）（第2号様式）とともに当該物品を送付するものとする。
- 2 会計課長は、1により送付を受けた物品と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、3から5までの取扱いが終了するまでの間、当該物品を保管するものとする。
- 3 会計課長は、国庫に帰属した物品について不用の決定の手続をするものとする。この場合において、売払価格より多額の費用を要する物品、個人の秘密に属する事項が記録されている物品、買受人がない物品等売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄するものとする。
- 4 国庫に帰属した物品を売り払う場合には、会計課長が売払いの契約の手続を行うものとする。
- 5 国庫に帰属した物品を廃棄する場合には、会計課長が廃棄するものとする。また、廃棄を有償で行う必要がある場合には、会計課長がその契約手続を行うものとする。なお、廃棄する際は必要な配意（例えば、個人の秘密に属する事項が記録されている物品であれば、当該情報が活用できないような方法で廃棄するなど）をするものとする。
- 6 1から5までの取扱いについては、その都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（物品関係）に記載し、そのてん末を明確にしておくものとする。

第3 国庫帰属押収物が現金である場合

- 1 警察署長等は、押収物である現金（刑事訴訟法第222条第1項において準用する第122条又は第499条第4項の規定に基づき押収物を公売した代価を含む。以下同じ。）が国庫に帰属した場合には、会計課長に対し、国庫帰属通知書及び国庫帰属押収物取扱簿（現金関係）（第3号様式）とともに当該現金を送付するものとする。
- 2 会計課長は、1により送付を受けた現金と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書及び国庫帰属押収物取扱簿（現金関係）とともに当該現金を収入官吏（総務室会計課次席をいう。以下同じ。）に送付するものとする。
- 3 収入官吏は、2により送付を受けた現金を領収し、領収証書を会計課長を通じて警察署長等に交付するとともに、領収済報告書を歳入徵収官（警察本部長をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

なお、収入官吏は、前記手続を終えた後、領収した現金に現金払込書を添えて、日本銀行に払い込むものとする。

- 4 歳入徵収官は、3により領収済報告書の送付を受けたときは、当該歳入の調査及び徵収の決定をするものとする。
- 5 1から4までの取扱いについては、その都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（現金関係）に記載し、そのてん末を明確にしておくものとする。

第4 国庫帰属押収物が国有財産である場合

- 1 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項各号に掲げる財産であって運搬が困難なものである場合
 - (1) 警察署長等は、押収物である財産が国庫に帰属した場合において、当該財産が国有財産法第2条第1項に規定する国有財産に該当し、運搬が困難である船舶、航空機等（以下「船舶等」という。）であるときは、会計課長に対し、国庫帰属通知書及び国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）（第4号様式）とともに船舶等の写真、備付書類の写し等（以下「写真等」という。）を送付するとともに、(2)から(4)までの取扱いが終了するまでの間、当該船舶等を保管するものとする。
 - (2) 会計課長は、(1)により送付を受けた写真等と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書及び国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）とともに、当該写真等を国有財産部局長（警察本部長をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

- (3) 国有財産部局長は、(2)により写真等の送付を受けたときは、引継通知書（第5号様式）により、財務省関東財務局甲府財務事務所長（以下「甲府財務事務所長」という。）に対し、引継ぎの通知を行うものとする。
- (4) 国有財産部局長は、甲府財務事務所長から引継ぎについて異存がない旨の回答を受けたときは、当該船舶等を引継書（第6号様式）により引き継ぎ、甲府財務事務所長から引継物件受領書（第7号様式）の交付を受けるものとする。
- (5) (1)から(4)までの取扱いについては、その都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）に記載し、そのてん末を明確にしておくものとする。

2 国有財産法第2条第1項各号に掲げる財産であって1以外のものである場合

- (1) 警察署長等は、押収物である財産が国庫に帰属した場合において、当該財産が国有財産法第2条第1項に規定する国有財産に該当し、送付が可能な株式、社債等（以下「株式等」という。）であるときは、会計課長に対し、国庫帰属通知書及び国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）とともに当該株式等を送付するものとする。
- (2) 会計課長は、(1)により送付を受けた株式等と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書及び国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）とともに当該株式等を国有財産部局長に送付するものとする。
- (3) 国有財産部局長は、(2)により株式等の送付を受けたときは、引継通知書により、甲府財務事務所長に対し、引継ぎの通知を行うものとする。
- (4) 国有財産部局長は、甲府財務事務所長から引継ぎについて異存がない旨の回答を受けたときは、当該株式等を引継書により引き継ぎ、甲府財務事務所長から引継物件受領書の交付を受けるものとする。
- (5) (1)から(4)までの取扱いについては、その都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）に記載し、そのてん末を明確にしておくものとする。

様式 省略